

「令和7年度くまモンファン感謝祭 in TOKYO」企画運營業務委託仕様書

1 委託名

「令和7年度くまモンファン感謝祭 in TOKYO」企画運營業務委託

2 委託目的

熊本県営業部長兼しあわせ部長の「くまモン」の活動を日頃から応援いただいている首都圏のファンの皆様に感謝の気持ちを伝えるとともに、熊本の物産・観光等の情報を幅広く発信することにより、新たな熊本ファン及び「くまモン」ファンを掘り起こし、し、県産品の認知度向上・消費拡大、観光振興、並びに交流人口の拡大につなげることを目的とする。

この事業の実施効果を最大限に高めることを目的として、受託者が有する高い企画力・運営力等の専門性を活用するために、事業の要となる部分を委託する。

3 イベント実施日

- ①令和7年（2025年）11月1日（土）、2日（日）、3日（月・祝）のうち2日間
 - ②令和7年（2025年）11月8日（土）、9日（日）の2日間
 - ③令和7年（2025年）11月15日（土）、16日（日）の2日間
 - ④令和7年（2025年）11月22日（土）、23日（日）、24日（月・祝）のうち2日間
 - ⑤令和7年（2025年）11月29日（土）、30日（日）の2日間
- 上記①～⑤のいずれかで実施

※実施日及び開催時間決定に際しては、契約締結後、熊本県と協議の上、確定すること。

4 イベント会場

- ・東京都内又は横浜市内等の首都圏で委託業務を効果的に開催することができる会場を選定・確保すること。
- ・飲食ブースの設置が可能な会場とすること。
- ・来場者の自然流入が可能で、より多くの来場者が見込まれる会場とすること。

※会場決定に際しては、契約締結後、熊本県と協議の上、確定すること。

5 委託業務内容

（1）イベント全体の運営

- ア イベント実施までの企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。
- イ イベント実施に適した会場を確保すること。
- ウ 首都圏くまモン隊との調整業務を行うこと。
- エ 契約締結後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し提出すること。
- オ 熊本県との協議、打ち合わせ内容については、受託者において記録文書を作成

し、作成時点で共有すること。

- カ その他、企画、運営、役割分担に当たっては適宜、熊本県と協議の上、決定すること。
- キ パートナー企業が担う役割があれば、当該パートナー企業の名称、代表者名、業務分担内容についても併せて明示すること。
- ク イベント前に来場者からの問い合わせ等の対応を行うこと。

(2) ステージ等の企画・運営

ア ステージでのパフォーマンス等（1日当たり3回以上）

※くまモンの出動については、「くまモン隊出動の手引き」に沿って行い、出動回数等は、契約締結後、熊本県と協議を行い確定すること。

イ 全ステージのうち1回については、関係者向けの座席を確保すること。

ウ 企画運営に求める内容

(ア) 来場者に訴求すべき熊本の物産、観光、移住定住に関するPR及びくまモン自身の魅力

(イ) 新たなくまモンファンを掘り起こす企画

(ウ) 過去のくまモン誕生祭やくまモンファン感謝祭で例がない新しいステージの企画

エ イベント当日のステージスケジュールについては、イベント開催前に熊本県と協議を行い、確定すること。

(3) 熊本物産展等の企画・運営

会場内に熊本県関連の物産展を企画・運営するとともに、集客を兼ねた熊本県産品のPRを実施する。

ア 「食のみやこ」を目指す熊本県の食材や食文化等のPRに係る企画やブースを設けること。※

イ 飲食関連ブース（イートインスペース及び物販を含む）及び観光、移住定住等のPRブース（熊本県庁関係部署も含む）を設けること。

ウ 出店者の募集から当日の運営までを適宜、熊本県と協議の上、主体的に行うこと。

(ア) 必要に応じて出店者への説明会（オンライン可）を開催すること（説明会にかかる費用は、委託料から支出）。オンライン対応が困難な事業者に対しては、個別に説明を行うこと。

(イ) ブース出店料については、熊本県と協議のうえ決定すること。

エ 保健及び消防等に関する必要な諸手続きを行うこと。

オ ブース出店に関する備品（レンタル品）の斡旋を行うこと。

カ 共同で使用する冷凍ストッカーを用意すること。

キ 会場内にごみ箱を設置し、会場内で出たごみの処理を適切に行うこと。

※次の例を参考とした内容が望ましい。

例) 県産食材を使用したメニューの提供やキッチンカーの展開
県産食材を使用したスイーツ等のコンテストやスタンプラリーの開催
有名シェフや飲食店とのコラボ企画の開催 等

(4) 前記(2)及び(3)以外で、来場者満足度を上げる効果的な企画・運営

(5) くまモンノベルティの制作・活用

ア 上記(2)～(4)と連動するノベルティの制作及びその活用

イ その他、今後の利活用が可能な制作物の制作及びその活用

(6) イベントのプロモーション資料作成及び告知展開

ア プロモーション資料

(ア) 告知チラシ(3,000部程度、A4カラー、片面又は両面)、ポスター(30枚程度、B2カラー)の作成

(イ) 設置・配布(プレスリリース含む)に係る計画

イ 専用の情報発信ページの開設

(ア) 専用サイトのデザイン案

(イ) 開設に係る計画

(ウ) 来場予定者からの問い合わせ対応等が可能な連絡先を明記すること。

ウ 上記ア、イ以外の媒体を活用したプロモーションの内容(任意)

(例) 新聞、TV、インターネット、SNS、コミュニティ誌、デジタルサイネージ、動画配信等

※くまモン隊において、くまモンの出動時やくまモンオフィシャルHP、くまモン公式SNS等を利用した告知も随時行います。

エ 集客のための効果的な告知展開を主体的に行うこと。また、子どもの来場を見込んだプロモーションも取り入れること。

(7) 協賛企業の募集

必要に応じて協賛企業を募ることを可能とする。協賛企業を募る場合は、下記について留意すること。

ア 協賛企業は、原則、熊本県内企業及び熊本県のPRに貢献する企業とする。

イ 協賛企業の決定にあたっては、予め熊本県と協議を行うこと。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者又はくまモンのイメージを損なうおそれがあると認められる企業については認めないこととする。)

ウ 協賛の内容は以下のとおりとする。

・協賛金による協賛

- ・ 物品による協賛
 - ・ タレント、ゲストによる協賛
- ※用途は予め熊本県と協議する。

エ 協賛企業の取扱い

チラシへの広告掲載、ブース提供、メインステージPR等を想定（具体的な内容については、契約締結後、熊本県と協議を行い、決定すること。）

（８）現場における安全・衛生・運営管理

- ア ステージ、物販・PRブース等の運営スタッフ配置体制
- イ 警備体制（設営及び初日イベント終了日後の夜間）
- ウ イベント保険加入の有無
- エ 事故発生時における対応体制の整備
- オ 新型コロナウイルス流行期においては、来場者個人の主体的な選択を尊重しながらも基本的な感染対策を行うこと。

6 委託額

11,000千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

※会場利用料等諸費は、委託料に含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

8 その他の留意事項

（１）全 般

- ア くまモンのキャラクターイメージから逸脱しないような企画内容とすること。
※くまモンオフィシャルサイトを参照
- イ 原則として、本イベントに係る業務については、熊本県の責に帰する場合を除き、受託者の責任において実施することとする。
- ウ 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- エ くまモンのデザイン等については、「くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引」の内容を遵守すること。
- オ 本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。
- カ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業

務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

キ 本仕様書に基づく業務に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

ク その他、企画、運営に当たっては、適宜、熊本県と協議のうえ、その内容について決定すること。

(2) くまモン隊との連絡調整

ア くまモンの出動に関しては、くまモン隊（首都圏）の管理運営業務委託を受託している株式会社ライツアパートメントに再委託し、くまモン隊に関する運営経費として30万円（税抜）程度を見込むこと（要調整）。

イ 再委託の内容は、くまモン隊に関する以下の運営経費等とする。

- ・ くまモン隊の事前練習に係るスタジオ使用料
- ・ くまモン隊企画ステージの演出・装飾用備品購入費
- ・ くまモン隊宿泊費
- ・ イベント会場までの往復交通費 など

※事前のステージ練習並びにステージ本番に係るくまモン隊の稼働費（人件費等）については、くまモン隊（首都圏）の管理運営業務委託の範囲内とするため、本業務の委託料には含まない。ただし、契約締結後、株式会社ライツアパートメント及び熊本県と協議を行うこと。

(3) 事業実施後における成果品の提出

実績報告書（＊）を提出すること。また、成果品については、紙（2部）及び電子データ（1部）で提出を行うこと。

なお、その成果物（データ含む）の著作権等は、全て県に帰属するものとし、県が施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作者は、著作者人格権を行使しないこととする。

ただし、パブリシティ等上記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、熊本県及び委託事業者と別途協議の上、決定するものとする。

（＊）「実績報告書」への記載が必要な項目

- ・ イベント概要
- ・ 活動実績
- ・ 集客実績
- ・ 状況写真（イベント状況（会場、ステージ）、その他プロモーション時状況等）
- ・ パンフレット等制作物がある場合は、1部以上添付
- ・ その他実績の確認に必要なもの